



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）号外 第 12 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1	
○農業大学校授業料の徴収に関する規則の一部を 改正する規則……………（農業経営支援課） 10	
告 示	
○統計審議会規程を廃止する告示……………（統計調査課） 12	
○県指定統計の指定の告示の廃止……………（ “ ） 12	
○宮崎県現住人口調査の実施……………（ “ ） 13	
○宮崎県産業動態統計調査の実施……………（ “ ） 13	
○と畜場法施行令第 9 条の検印に使用すると畜場 番号の設定……………（衛生管理課） 13	
訓 令	
○統計調査調整規程を廃止する訓令……………（統計調査課） 14	
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 14	
人事委員会規則	
○会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部 を改正する規則……………23	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改 正する規則……………24	
教育長訓令	
○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正 する訓令……………24	
○宮崎県教育委員会準公金等取扱規程の一部を改 正する訓令……………25	
○教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令……………26	
公安委員会規則	
○警察において身体を拘束されている者の食料に 関する規則の一部を改正する規則……………26	

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第33号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～34 [略] 35 建築基準法（昭和25年法律第 201号）による 次の事務 （1） 第 7 条の 6 第 1 項第 1 号（第87条の 2 並 びに第88条第 1 項及び第 2 項において準用す る場合を含む。）の規定による仮使用の認定 に関すること。 （2） 第 9 条第 7 項の規定による違反建築物の 使用禁止又は使用制限の命令に関すること。 （3） 第 9 条第10項の規定による違反建築物の 工事の施工の停止又は当該工事に係る作業の	西臼杵支 庁長	1～34 [略] 35 建築基準法（昭和25年法律第 201号）による 次の事務 （1） 第 7 条の 6 第 1 項第 1 号（第87条の 4 並 びに第88条第 1 項及び第 2 項において準用す る場合を含む。）の規定による仮使用の認定 に関すること。 （2） 第 9 条第 7 項（ <u>第10条第 4 項、第88条第 1 項及び第 2 項、第90条第 3 項並びに第90条 の 2 第 2 項において準用する場合を含む。</u> ） の規定による違反建築物の使用禁止又は使用 制限の命令に関すること。 （3） 第 9 条第10項（ <u>第88条第 1 項及び第 2 項 並びに第90条第 3 項において準用する場合を</u>

停止の命令に関すること。 (4) 第9条第13項の規定による公示に関すること。 (5) 第12条第1項の規定による報告の受理に関すること。 (6) 第12条第3項の規定による報告の受理に関すること。 (7) 第12条第5項の規定による報告の要求に関すること。 (8) 第12条第6項の規定による帳簿等の提出の要求に関すること。 (9) 第12条第8項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳の記載事項に係る証明に関すること。 (10)～(14) [略] (15) 第86条の8第3項の規定による変更の認定に関すること。 (16) 第86条の8第4項の規定による報告の要求に関すること。 (17) 第86条の8第5項の規定による改善命令に関すること。 (18) 第86条の8第6項の規定による認定の取消しに関すること。 (19) 第90条の2の規定による工事中の特殊建築物等に対する措置命令に関すること。 (20) 第90条の3の規定による工事中の安全上の措置等に関する計画の届出の受理に関すること。 35の2～42の2 [略] 42の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条	含む。)の規定による違反建築物の工事の施工の停止又は当該工事に係る作業の停止の命令に関すること。 (4) 第9条第13項(第10条第4項、第88条第1項及び第2項並びに第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示に関すること。 (5) 第12条第1項(第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理に関すること。 (6) 第12条第3項(第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理に関すること。 (7) 第12条第5項(第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求に関すること。 (8) 第12条第6項(第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿等の提出の要求に関すること。 (9) 第12条第8項(第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳の記載事項に係る証明に関すること。 (10)～(14) [略] (15) 第86条の8第3項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による変更の認定に関すること。 (16) 第86条の8第4項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求に関すること。 (17) 第86条の8第5項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による改善命令に関すること。 (18) 第86条の8第6項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の取消しに関すること。 (19) 第87条の2第1項の規定による認定に關すること。 (20) 第87条の3第3項の規定による災害救助用建築物又は公益的建築物としての使用の許可に関すること。 (21) 第87条の3第5項の規定による興行場等としての使用の許可に関すること。 (22) 第90条の2第1項(第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による工事中の特殊建築物等に対する措置命令に関すること。 (23) 第90条の3(第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による工事中の安全上の措置等に関する計画の届出の受理に関すること。 35の2～42の2 [略] 42の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条
--	--

例（平成9年宮崎県条例第25号）による次の事務 (1)～(7) 〔略〕 (8) 第10条第5項（第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による入居の決定の取消しに関すること。 (9) 第10条第6項（第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による入居可能日の通知に関すること。 (10)～(19) 〔略〕 (20) 第15条第3項（第44条、第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による敷金の還付に関すること。 (21)～(60) 〔略〕 42の4～49の2 〔略〕 50 建設業法（昭和24年法律第 100号）による次の事務 (1) 〔略〕 (2) 第3条第1項の規定による<u>国土交通大臣の許可を受けた建設業者であることの確認証明</u>に関すること。 (3)～(17) 〔略〕 50の2～66 〔略〕	例（平成9年宮崎県条例第25号）による次の事務 (1)～(7) 〔略〕 (8) 第10条第6項（第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による入居の決定の取消しに関すること。 (9) 第10条第7項（第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による入居可能日の通知に関すること。 (10)～(19) 〔略〕 (20) 第15条第4項（第44条、第47条、第55条及び第59条において準用する場合を含む。）の規定による敷金の還付に関すること。 (21)～(60) 〔略〕 42の4～49の2 〔略〕 50 建設業法（昭和24年法律第 100号）による次の事務 (1) 〔略〕 (2)～(16) 〔略〕 50の2～66 〔略〕
〔略〕	〔略〕
保健所長 1～6の3 〔略〕 7 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）による次の事務 (1) 第4条第2項の規定による毒物又は劇物の製造業及び輸入業の登録の申請書の受理に関すること。 (2) 第4条第3項の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の申請書の受理に関すること。 (3)～(6) 〔略〕 (7) 第15条の3の規定による必要な措置を講ずべきことの命令に関すること。 (8) 第17条第2項（第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査等に関すること。 (9) 〔略〕 (10) 第21条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による毒物若しくは劇物の販売業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者からの特定毒物の品名及び数量の届出の受理に関すること。 (11)・(12) 〔略〕 7の2 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第 261号）による次の事務 (1) 第35条第2項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による	保健所長 1～6の3 〔略〕 7 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）による次の事務 (1) 第4条第2項の規定による毒物又は劇物の製造業、輸入業及び販売業の登録の申請書の受理に関すること。 (2)～(5) 〔略〕 (6) 第15条の3（第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による必要な措置を講ずべきことの命令に関すること。 (7) 第18条（第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査等に関すること（<u>毒物劇物営業者のうち製造業者及び輸入業者に係るものを除く。</u>）。 (8) 〔略〕 (9) 第21条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者からの特定毒物の品名及び数量の届出の受理に関すること。 (10)・(11) 〔略〕 7の2 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第 261号）による次の事務 (1) 第35条第2項の規定による登録票又は許可証の書換え交付の申請書の受理に関するこ

	登録票又は許可証の書換え交付の申請書の受理に關すること。 (2) 第36条第2項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録票又は許可証の再交付の申請書の受理に關すること。 (3) 第36条第3項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録票又は許可証の返納の受理に關すること。 (4) 第36条の2第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による登録票又は許可証の返納の受理に關すること。 8～12 [略] 13 健康増進法（平成14年法律第 103号）による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第27条第1項（第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査及び収去に關すること。 13の2 [略] 14～14の4 [略] 14の5 浄化槽法による次の事務 (1)～(8) [略] (9) 第11条の2の規定による届出の受理に關すること。 (10)～(16) [略]		と。 (2) 第36条第2項の規定による登録票又は許可証の再交付の申請書の受理に關すること。 (3) 第36条第3項の規定による登録票又は許可証の返納の受理に關すること。 (4) 第36条の2第1項の規定による登録票又は許可証の返納の受理に關すること。 8～12 [略] 13 健康増進法（平成14年法律第 103号）による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第31条の規定による指導及び助言に關すること。 (6) 第32条第1項の規定による勧告に關すること。 (7) 第34条第1項（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第2条第1項及び第3条第1項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による勧告に關すること。 (8) 第36条第1項及び第2項の規定による勧告に關すること。 (9) 第38条の規定による立入検査等に關すること。 (10) 第61条第1項（第66条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査及び収去に關すること。 13の2 健康増進法の一部を改正する法律による次の事務 (1) 附則第2条第5項の規定による立入検査等に關すること。 (2) 附則第3条第3項の規定による立入検査等に關すること。 13の3 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第2条第6項から第8項までの規定による届出の受理に關すること。 13の4 [略] 14～14の4 [略] 14の5 浄化槽法による次の事務 (1)～(8) [略] (9) 第11条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理に關すること。 (10) 第11条の3の規定による届出の受理に關すること。 (11)～(17) [略] (18) 附則第11条第1項の規定による助言又は
--	---	--	--

	14の6～26 [略] 27・28 [略] 29 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）による次の事務（中央保健所を除く。） (1)～(10) [略] (11) 第16条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。 (12)～(14) [略] (15) 第22条の6第2項の規定による届出の受理に関すること。 (16) 第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令に関すること。 (17) 第23条第1項の規定による勧告に関すること。 (18) [略] (19) 第23条第3項の規定による措置命令に関すること。 (20) 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (21) 第24条の2の規定による届出の受理に関すること。	<u>指導に関すること。</u> (19) <u>附則第11条第2項の規定による勧告に関すること。</u> (20) <u>附則第11条第3項の規定による命令に関すること。</u> 14の6～26 [略] 26の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）による次の事務（衛生管理課の所掌に属するものに限る。） (1) 第15条第2項の規定による輸出証明書の発行に関すること。 (2) 第17条第4項の規定による確認に関すること。 (3) 第17条第5項の規定による改善の要求に関すること。 (4) 第38条第2項の規定による報告又は物件の提出の要求、立入調査及び質問に関すること。 (5) 第38条第5項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。 27・28 [略] 29 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）による次の事務（中央保健所を除く。） (1)～(10) [略] (11) 第16条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。 (12)～(14) [略] (15) 第21条の5第2項の規定による届出の受理に関すること。 (16) 第22条の6の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令に関すること。 (17) 第23条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること。 (18) [略] (19) 第23条第3項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による公表に関すること。 (20) 第23条第4項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令に関すること。 (21) 第24条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (22) 第24条の2第1項の規定による勧告に関すること。 (23) 第24条の2第2項の規定による措置命令に関すること。 (24) 第24条の2第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (25) 第24条の2の2の規定による届出の受理に関すること。
--	--	--

	(22)・(23) 〔略〕 (24) 第25条第1項の規定による勧告に関する こと。 (25) 第25条第2項の規定による措置命令に 関すること。 (26) 第25条第3項の規定による措置命令又は 勧告に関すること。 (27) 第25条第4項の規定により、市町村の長 に対して必要な協力を求めること。 (28)～(40) 〔略〕 29の2～34 〔略〕 34の2 〔略〕 35～70 〔略〕		(26)・(27) 〔略〕 (28) 第25条第1項の規定による指導又は助言 に關すること。 (29) 第25条第2項の規定による勧告に關する こと。 (30) 第25条第3項の規定による措置命令に關 すること。 (31) 第25条第4項の規定による措置命令又は 勧告に關すること。 (32) 第25条第5項の規定による報告の徴収及 び立入検査に關すること。 (33) 第25条第7項の規定による協力の求めに 關すること。 (34)～(46) 〔略〕 29の2～34 〔略〕 34の2 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号)による次の事務(中央 保健所に限る。)(他の保健所の所管区域に係 るものを含む。) (1) 第14条第1項の規定による申請の受理に 關すること。 (2) 第19条の規定による届出の受理に關する こと。 34の3 難病の患者に対する医療等に関する法律 施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)に よる次の事務(中央保健所に限る。)(他の保 健所の所管区域に係るものを含む。) (1) 第15条第1項の規定による申請の受理に 關すること。 (2) 第19条の規定による届出の受理に關する こと。 (3) 第20条第1項の規定による届出の受理に 關すること。 (4) 第43条の規定による届出の受理に關する こと。 (5) 第44条の規定による申出の受理に關する こと。 34の4 〔略〕 35～70 〔略〕
〔略〕 食肉衛生 検査所長	1～5 〔略〕	〔略〕 食肉衛生 検査所長	1～5 〔略〕 6 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法 律による次の事務(衛生管理課の所掌に属する ものに限る。) (1) 第15条第2項の規定による輸出証明書の 発行に關すること。 (2) 第17条第4項の規定による確認に關する こと。 (3) 第17条第5項の規定による改善の要求に 關すること。 (4) 第38条第2項の規定による報告又は物件 の提出の要求、立入調査及び質問に關するこ と。 (5) 第38条第5項の規定による輸出証明書の

動物愛護 センター 所長	1 動物の愛護及び管理に関する法律による次の事務 (1)～(10) [略] (11) 第16条第1項（第24条の4において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。 (12)～(14) [略] (15) 第22条の6第2項の規定による届出の受理に関すること。 (16) 第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令に関すること。 (17) 第23条第1項の規定による勧告に関すること。 (18) [略] (19) 第23条第3項の規定による措置命令に関すること。 (20) 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (21) 第24条の2の規定による届出の受理に関すること。 (22)・(23) [略] (24) 第25条第1項の規定による勧告に関すること。 (25) 第25条第2項の規定による措置命令に関すること。 (26) 第25条第3項の規定による措置命令又は勧告に関すること。 (27) 第25条第4項の規定により、市町村の長に対して必要な協力を求めること。 (28)～(40) [略] 2～4 [略]	動物愛護 センター 所長	<u>発行の取消しに関すること。</u> 1 動物の愛護及び管理に関する法律による次の事務 (1)～(10) [略] (11) 第16条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。 (12)～(14) [略] (15) 第21条の5第2項の規定による届出の受理に関すること。 (16) 第22条の6の規定による検案書又は死亡診断書の提出命令に関すること。 (17) 第23条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること。 (18) [略] (19) 第23条第3項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による公表に関すること。 (20) 第23条第4項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令に関すること。 (21) 第24条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (22) 第24条の2第1項の規定による勧告に関すること。 (23) 第24条の2第2項の規定による措置命令に関すること。 (24) 第24条の2第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (25) 第24条の2の2の規定による届出の受理に関すること。 (26)・(27) [略] (28) 第25条第1項の規定による指導又は助言に関すること。 (29) 第25条第2項の規定による勧告に関すること。 (30) 第25条第3項の規定による措置命令に関すること。 (31) 第25条第4項の規定による措置命令又は勧告に関すること。 (32) 第25条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。 (33) 第25条第7項の規定による協力の求めに関すること。 (34)～(46) [略] 2～4 [略]
[略]		[略]	
農林振興 局長	1～23 [略]	農林振興 局長	1～23 [略] 23の2 地すべり等防止法による次の事務 (1) 第8条の規定による標識の設置に関すること。 (2) 第16条第1項の規定による土地の立入り

			又は一時使用に関すること。 (3) 第18条第1項の規定による行為の許可に関すること。 (4) 第18条第3項の規定による許可の条件の附加に関すること。 (5) 第20条第2項の規定による協議に関すること。 (6) 第25条の規定による指示及び通知に関すること。 23の3 地すべり等防止法施行細則による次の事務 (1) 第6条の規定による地すべり防止区域内許可行為終了（中止・廃止）届の受理に関すること。 (2) 第7条の規定による住所・氏名等変更届の受理に関すること。 (3) 第8条第2項の規定による地位承継届の受理に関すること。 24 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による次の事務 (1) 第26条第1項の規定による緊急調査に関すること。 (2) 第28条第1項の規定による緊急調査のための立入り等に関すること。 25 [略]
	[略]		[略]
農業大学 校長	1・2 [略] 3 農業大学校授業料の徴収に関する規則（平成19年宮崎県規則第18号）による次の事務 (1) 第3条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第6条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (3) 第7条の規定による届出の受理に関すること。	農業大学 校長	1・2 [略] 3 農業大学校の授業料及び入学料の徴収に関する規則（平成19年宮崎県規則第18号）による次の事務 (1) 第4条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (2) 第7条第2項の規定による申請の受理に関すること。 (3) 第8条の規定による届出の受理に関すること。
	[略]		[略]
土木事務 所長	1～18の7 [略] 19 建築基準法による次の事務 (1) 第7条の6第1項第1号（第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定に関すること。 (2) 第9条第7項の規定による違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に関すること。 (3) 第9条第10項の規定による違反建築物の工事の施工の停止又は当該工事に係る作業の停止の命令に関すること。 (4) 第9条第13項の規定による公示に関する	土木事務 所長	1～18の7 [略] 19 建築基準法による次の事務 (1) 第7条の6第1項第1号（第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定に関すること。 (2) 第9条第7項（第10条第4項、第88条第1項及び第2項、第90条第3項並びに第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の使用禁止又は使用制限の命令に関すること。 (3) 第9条第10項（第88条第1項及び第2項並びに第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による違反建築物の工事の施工の停止又は当該工事に係る作業の停止の命令に関すること。 (4) 第9条第13項（第10条第4項、第88条第

	こと。 (5) 第12条第1項の規定による報告の受理に関すること。 (6) 第12条第3項の規定による報告の受理に関すること。 (7) 第12条第5項の規定による報告の要求に関すること。 (8) 第12条第6項の規定による帳簿等の提出の要求に関すること。 (9) 第12条第8項に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳の記載事項に係る証明に関すること。 (10)～(14) [略] (15) 第86条の8第3項の規定による変更の認定に関すること。 (16) 第86条の8第4項の規定による報告の要求に関すること。 (17) 第86条の8第5項の規定による改善命令に関すること。 (18) 第86条の8第6項の規定による認定の取消しに関すること。 (19) 第90条の2の規定による工事中の特殊建築物等に対する措置命令に関すること。 (20) 第90条の3の規定による工事中の安全上の措置等に関する計画の届出の受理に関すること。 19の2～22の2 [略] 22の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例による次の事務 (1)～(7) [略] (8) 第10条第5項(第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を	1項及び第2項並びに第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示に関すること。 (5) 第12条第1項(第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理に関すること。 (6) 第12条第3項(第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理に関すること。 (7) 第12条第5項(第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求に関すること。 (8) 第12条第6項(第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による帳簿等の提出の要求に関すること。 (9) 第12条第8項(第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する台帳の記載事項に係る証明に関すること。 (10)～(14) [略] (15) 第86条の8第3項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による変更の認定に関すること。 (16) 第86条の8第4項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求に関すること。 (17) 第86条の8第5項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による改善命令に関すること。 (18) 第86条の8第6項(第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の取消しに関すること。 (19) 第87条の2第1項の規定による認定に関すること。 (20) 第87条の3第3項の規定による災害救助用建築物又は公益的建築物としての使用の許可に関すること。 (21) 第87条の3第5項の規定による興行場等としての使用の許可に関すること。 (22) 第90条の2第1項(第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による工事中の特殊建築物等に対する措置命令に関すること。 (23) 第90条の3(第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による工事中の安全上の措置等に関する計画の届出の受理に関すること。 19の2～22の2 [略] 22の3 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例による次の事務 (1)～(7) [略] (8) 第10条第6項(第47条、第55条、第59条、第62条及び第64条において準用する場合を
--	--	--

含む。)の規定による入居の決定の取消しに 関すること。 (9) <u>第10条第6項</u> (第47条、第55条、第59条、 第62条及び第64条において準用する場合を 含む。)の規定による入居可能日の通知に関 すること。 (10)～(19) [略] (20) <u>第15条第3項</u> (第44条、第47条、第55条、 第59条、第62条及び第64条において準用す る場合を含む。)の規定による敷金の還付に 関すること。 (21)～(62) [略] 22の4～30の2 [略] 31 建設業法による次の事務 (1) [略] (2) <u>第3条第1項の規定による国土交通大臣 の許可を受けた建設業者であることの確認証 明に関すること。</u> (3)～(17) [略] 31の2～44 [略] [略]	含む。)の規定による入居の決定の取消しに 関すること。 (9) <u>第10条第7項</u> (第47条、第55条、第59条、 第62条及び第64条において準用する場合を 含む。)の規定による入居可能日の通知に関 すること。 (10)～(19) [略] (20) <u>第15条第4項</u> (第44条、第47条、第55条、 第59条、第62条及び第64条において準用す る場合を含む。)の規定による敷金の還付に 関すること。 (21)～(62) [略] 22の4～30の2 [略] 31 建設業法による次の事務 (1) [略] (2)～(16) [略] 31の2～44 [略] [略]
付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係） 1～3 [略] 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月 1日定め）に基づく補助金のうち、スマート農業による働 き方改革産地実証事業、<u>宮崎オリジナル水田フル活用支援 事業、需要に応える宮崎米生産体制整備事業、水田高度利 用産地育成支援事業、木質バイオマス利用効率化支援事業 、優良種苗安定供給県域ネットワーク体制構築事業、ニー ズに応える加工・業務用産地づくり加速化事業、新たに挑 む！さといも日本一産地構築事業、施設園芸高生産技術推 進事業、世界に羽ばたけ「みやざきの花」グローバル化推 進事業、気候変動に負けない「みやざきの花」安定生産支 援事業、伸ばせ「みやざきの花」産地拡大支援事業、未来 をひらく新果樹産地クリエーション事業、革新的技術で拓 く果樹産地ステップアップ支援事業、集落で繋ぐ中山間地 域果樹産地支援事業、次世代果樹ブランド産地育成支援事 業、「みやざき茶」チャレンジ産地支援事業、新たなビジ ネスを掴む！「新・みやざき茶」産地化推進事業、需要に 対応した「みやざき茶」産地基盤強化事業及び日本一の県 産焼酎を支える原料用かんしょ生産拡大支援事業に係る補 助金</u> 5～24 [略] <u>25 森林環境教育実践事業補助金交付要綱（平成28年4月1 日定め）に基づく補助金</u> <u>26～34 [略]</u>	付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係） 1～3 [略] 4 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月 1日定め）に基づく補助金のうち、スマート農業による働 き方改革産地実証事業、需要に応える宮崎米生産体制整備 事業、水田高度利用産地育成支援事業、木質バイオマス利 用効率化支援事業、ニーズに応える加工・業務用産地づく り加速化事業、新たに挑む！さといも日本一産地構築事業 、施設園芸高生産技術推進事業、<u>サツマイモ基腐病緊急対 策推進事業、耕種版インテグレーション加速化事業、かん しょ・さといも病害対策強化事業、気候変動に負けない「 みやざきの花」安定生産支援事業、伸ばせ「みやざきの花 」産地拡大支援事業、魅力ある「みやざきの花」流通・販 売力向上事業、革新的技術で拓く果樹産地ステップアップ 支援事業、集落で繋ぐ中山間地域果樹産地支援事業、次世 代果樹ブランド産地育成支援事業、<u>ブランド果樹産地リノ ベーション推進事業、新たなビジネスを掴む！「新・みや ざき茶」産地化推進事業、需要に対応した「みやざき茶」 産地基盤強化事業及び日本一の県産焼酎を支える原料用か んしょ生産拡大支援事業に係る補助金</u></u> 5～24 [略] <u>25～33 [略]</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表保健所長の項第29号及び同表動物愛護センター所長の項の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

農業大学校授業料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第34号

農業大学校授業料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

農業大学校授業料の徴収に関する規則（平成19年宮崎県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
農業大学校授業料の徴収に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、<u>条例第2条第1項第11号に掲げる農業大学校授業料及び農業大学校宿泊室等使用料（農業大学校授業料に係る部分に限る。以下「授業料」という。）</u>の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。 (授業料の徴収) 第2条 [略] 2 [略] 第3条・第4条 [略] (授業料の徴収猶予等) 第5条 知事は、第3条第1項の規定による授業料の免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、<u>当該免除の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予するものとする。</u>	農業大学校の授業料及び入学科の徴収に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。）第8条の規定により、<u>農業大学校の授業料及び入学科の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>授業料</u> 条例第2条第1項第11号に掲げる農業大学校授業料及び農業大学校宿泊室等使用料のうち、<u>農業大学校授業料をいう。</u> (2) <u>入学科</u> 条例第3条第1項第295号の2に掲げる県立農業大学校入学科をいう。 (3) <u>授業料等</u> 授業料及び入学科をいう。 (授業料等の徴収) 第3条 [略] 2 [略] 3 <u>入学科は、入学の手続の時に徴収するものとする。ただし、第6条第1項の規定により入学科の徴収を猶予された場合は、この限りでない。</u> 第4条・第5条 [略] (授業料等の徴収猶予等) 第6条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により<u>授業料等の減免を受けようとする者に対し、当該減免の可否が決定するまでの間、当該減免を受けようとする者に係る授業料等の徴収を猶予することができる。</u> 2 知事は、生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等の減免を受けることが必要となったこと（以下「家計急変」という。）を理由に法第8条第1項の規定により<u>授業料等減免対象者として認定した者（以下「授業料等減免対象者」という。）に対し、同項の規定により認定した日の属する期の最終月までの間、当該授業料等減免対象者に係る授業料の徴収を猶予するものとする。</u> 3 知事は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）第11条第8項の規定により<u>授業料減免に係る継続願を提出した者のうち、家計急変を理由に授業料の減免を受けている者に対し、当該減免の継続を求めた期の最終月までの間、当該授業料減免に係る継続願を提出した者に係る授業料の徴収を猶予するものとする。</u> 4 知事は、第4条第2項の規定により<u>授業料の免除の申請をした者に対し、当該免除の可否が決定するまでの間、当該免除の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予するものとする。</u> 5 <u>第1項の規定により授業料等の徴収を猶予された者のうち、省令第11条第1項の規定による授業料等減免対象者の認定に関する申請を行わなかった者、当該認定の対象ではないと判定された者又は授業料等の減免後なお納付すべき授業料等がある者は、知事</u>

2 第3条第1項の規定による授業料の免除を不許可とされた者は、当該免除の不許可の日から起算して15日以内に、納付すべき授業料を納付しなければならない。 （授業料の還付） 第6条 条例別表第1の11の項備考の欄に規定する使用料に該当する授業料を還付する場合の当該還付の額は、知事が必要と認める額とする。 2 前項に規定する授業料の還付を受けようとする者は、知事に当該還付の申請を行わなければならない。 （授業料の免除の理由の消滅の届出） 第7条 第3条の規定により授業料の免除を受けている者は、当該免除の理由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 （授業料の免除の取消し） 第8条 知事は、授業料の免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該免除を取り消すものとする。 （1） 授業料の免除を受けている年度の途中において当該免除の理由が消滅した場合 （2） 虚偽の申請その他の不正の手段により授業料の免除を受けた場合 （委任） 第9条 この規則に定めるもののほか、<u>授業料</u>の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。	が指定する期日までに、当該納付すべき授業料等を納付しなければならない。 6 第2項及び第3項の規定により授業料の徴収を猶予された者のうち、前期又は後期の授業料の減免額が確定し納付すべき授業料がある者は、知事が指定する期日までに、当該納付すべき授業料を納付しなければならない。 7 第4項の規定により授業料の徴収を猶予された者のうち、授業料の免除を不許可とされた者は、当該免除の不許可の日から起算して15日以内に、納付すべき授業料を納付しなければならない。 （授業料等の還付） 第7条 条例別表第1の11の項備考の欄に規定する使用料に該当する授業料及び条例別表第2の295の2の項備考の欄に規定する手数料に該当する入学科を還付する場合の当該還付の額は、知事が必要と認める額とする。 2 前項に規定する授業料又は入学科の還付を受けようとする者は、知事に当該還付の申請を行わなければならない。 （授業料の免除の理由の消滅の届出） 第8条 第4条第1項の規定により授業料の免除を受けている者は、当該免除の理由が消滅したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。 （授業料等の減免の取消しを受けた者の授業料等の納付等） 第9条 省令第16条各号の規定に該当するものとして授業料等減免対象者としての認定を取り消された者は、当該認定の効力が失われた日に遡って既に減免を受けた授業料等を、知事が指定する期日までに納付しなければならない。 2 知事は、第4条第1項の規定により授業料の免除を受けている者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該免除を取り消すものとする。 （1） 授業料の免除を受けている年度の途中において当該免除の理由が消滅した場合 （2） 虚偽の申請その他の不正の手段により授業料の免除を受けた場合 3 法第8条第1項の規定により減免を受けている者が、省令第18条第1項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された場合は、当該停止の日の前日の属する月の翌月から授業料の減免を停止するものとする。この場合において、当該減免の停止を受けた者（県立農業大学校規則（昭和59年宮崎県規則第42号）第13条第1項の規定による休学の許可を受けた者で、新たに第4条第1項第2号に該当して免除を受けた者を除く。）は、当該減免が停止する期間の授業料を、知事が指定する期日までに納付しなければならない。 （委任） 第10条 この規則に定めるもののほか、<u>授業料等</u>の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。
附 則 この規則は、公布の日から施行する。 告 示 統計審議会規程を廃止する告示をここに公表する。 令和2年4月1日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣 宮崎県告示第 242号 統計審議会規程を廃止する告示	統計審議会規程（昭和31年宮崎県告示第 528号）は、廃止する。 附 則 この告示は、公表の日から施行する。 宮崎県告示第 243号 次に掲げる告示は、廃止する。 令和2年4月1日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 県指定統計の指定（昭和33年宮崎県告示第 321号）
- 2 県指定統計の指定（昭和52年宮崎県告示第 907号）
- 3 県指定統計の指定（昭和58年宮崎県告示第 528号）

宮崎県告示第 244号

宮崎県統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する県指定統計調査として宮崎県現住人口調査（以下「調査」という。）を実施するので、条例第3条第2項の規定により、次のとおり告示する。

なお、宮崎県現住人口調査要綱（昭和58年宮崎県告示第 529号）は、廃止する。

令和2年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査目的

県内における人口及び世帯数の推移を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査範囲

県内の市町村において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき作成する住民票に記載又は消除のあった者について行う。

3 調査事項

調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口
- (2) 世帯数
- (3) 出生者数及び死亡者数
- (4) 転入者数及び転出者数

4 調査期日

調査は、毎月1日午前零時現在とする。

5 調査機関

調査は、知事が市町村長を通じて行う。

6 調査方法

調査は、知事が別に定めるところにより、市町村長が調査票を作成することにより行う。

7 調査票の提出

市町村長は、調査票を審査整理の上、知事に対し、知事が指定した期日までに提出する。

8 結果の公表

知事は、7の規定により提出された調査票の審査及び集計を行い、結果を速やかに公表する。

9 報告義務に関する事項

市町村長は、条例第4条の規定により、この調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

宮崎県告示第 245号

宮崎県統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する県指定統計調査として宮崎県産業動態統計調査（以下「調査」という。）を実施するので、条例第3条第2項の規定により、次のとおり告示する。

なお、産業動態統計作成のための調査（平成元年宮崎県告示第 483号）は、廃止する。

令和2年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査目的

県内における産業活動の動態を明らかにし、各種行政施策の基

礎資料を得ることを目的とする。

2 用語の定義

調査において、「事業所」とは物の生産又はサービスの提供が業として行われている個々の場所をいい、「事業主」とは事業所を事実上管理する者をいう。

3 調査範囲

調査は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第 405号）に掲げる次の業種に該当する事業所のうち知事が指定したもの（以下「指定事業所」という。）について行う。

- (1) 製造業
- (2) 鉱業、採石業、砂利採取業

4 調査事項

調査は、次に掲げる事項のうち生産品目に応じて知事が指定したものについて行う。

- (1) 生産高
- (2) 出荷高
- (3) 在庫高

5 調査期日

調査は、毎月末日現在によって行う。ただし、必要があるときは、臨時的に調査を行うことができる。

6 調査方法

調査は、指定事業所に配布する調査票によって行うほか、指定事業所の作成した資料に基づき行うものとする。

7 調査票の提出

事業主は、調査票等（6に規定する調査票及び指定事業所の作成した資料をいう。以下同じ。）に所定の事項を記入し、知事が指定した日までに提出しなければならない。

8 結果の公表

知事は、7の規定により提出された調査票等の審査及び集計を行い、結果を毎月公表する。

9 報告義務に関する事項

指定事業所は、条例第4条の規定により、この調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

宮崎県告示第 246号

と畜場法施行令（昭和28年政令第 216号）第9条の検印に使用するとと畜場番号を次のように定める。

なお、と畜場法施行令第9条の検印に使用するとと畜場番号の設定（平成31年宮崎県告示第 282号）は、廃止する。

令和2年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

番号	名称	所在地	区別
1	(株) ミヤチク都農工場	児湯郡都農町大字川北 15530番地	一般と畜場
2	都城ウエルネスミート(株)	都城市平江町36号2番地	一般と畜場
3	延岡市食肉センター	延岡市塩浜町2丁目2052番地1	一般と畜場
5	サンキョーミート(株)霧島ミートプラント	小林市大字細野2523番地	一般と畜場
6	(株)丸正フーズ	えびの市大字大河平4633番地	一般と畜場
7	(株)ミヤチク高崎	都城市高崎町大牟田	一般と畜場

	工場	4268番地 1				93番地	
10	(株) ミヤチク都農工場	児湯郡都農町大字川北 15530番地	一般と畜場	13	宮崎県簡易と畜場（川南支場）	児湯郡川南町大字川南 21986番地	簡易と畜場
11	南日本ハム（株）	日向市大字財光寺11	一般と畜場				

訓 令

統計調査調整規程を廃止する訓令をここに公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第10号

本庁

統計調査調整規程を廃止する訓令

統計調査調整規程（昭和39年訓令第 8 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第11号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(15) 〔略〕 (16)～(19) 〔略〕 (出先機関における専決) 第 5 条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 〔略〕 7 出先機関の庶務業務を主管する課長（以下「庶務担当課長」という。）は、出先機関の長専決事項のうち別表第 6 の 2 に掲げる事務を専決することができる。 8 〔略〕 9 県税・総務事務所総務事務センター長又は総務商工センター長（以下「総務事務（総務商工）センター長」という。）は、県税・総務事務所長専決事項のうち別表第 6 の 3 に掲げる事務を専決することができる。 10・11 〔略〕 別表第 1（第 3 条関係） 〔略〕 付表 1～10 〔略〕 11 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条及び第58条第	(定義) 第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(15) 〔略〕 (16) 駐在所長等 組織規則第 271条に規定する駐在所長及び農林振興局の主任（駐在所に限る。）をいう。 (17)～(20) 〔略〕 (出先機関における専決) 第 5 条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 駐在所長等は、出先機関の長専決事項のうち別表第 6 の 2 に掲げる事務を専決することができる。 7 〔略〕 8 出先機関の庶務業務を主管する課長（以下「庶務担当課長」という。）は、出先機関の長専決事項のうち別表第 6 の 3 に掲げる事務を専決することができる。 9 〔略〕 10 県税・総務事務所総務事務センター長又は総務商工センター長（以下「総務事務（総務商工）センター長」という。）は、県税・総務事務所長専決事項のうち別表第 6 の 4 に掲げる事務を専決することができる。 11・12 〔略〕 別表第 1（第 3 条関係） 〔略〕 付表 1～10 〔略〕

1 項の規定による卸売市場の開設及び卸売業務の許可に関すること。

12 宮崎県小規模卸売市場条例（昭和47年宮崎県条例第43号）第3条及び第6条の規定による小規模卸売市場の開設及び小規模卸売業務の許可に関すること。

13～18 [略]

別表第2（第4条関係）

本庁各課共通専決事項

事務	事項	専決区分						摘要
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー	
[略]								
3 職 員 の 服 務 等 に 関 す る 事 務	(1)～(4) [略]							
	(5) [略]							
	<u>(6) 地方公務員法</u> <u>(昭和25年法律第</u> <u>261号) 第22条第</u> <u>2項に規定する職</u> <u>員の臨時的任用に</u> <u>関すること。</u>					○		
	(7) [略]							
[略]								
11 財 務 等 に 関 す る 事 務	(1)～(9) [略]							
	(10) 予算執行伺及び支出負担行為に関すること。ただし、支出負担行為にあっては、次に掲げるものを除く。 ア <u>報酬（専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規則（昭和31年宮崎県規則第44号）において規定するその他の非常勤職員に係るものに限る。）</u>		[略]					

11～16 [略]

別表第2（第4条関係）

本庁各課共通専決事項

事務	事項	専決区分						摘要
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー	
[略]								
3 職 員 の 服 務 等 に 関 す る 事 務	(1)～(4) [略]							
	(5) [略]							
	(6) [略]							
[略]								
11 財 務 等 に 関 す る 事 務	(1)～(9) [略]							
	(10) 予算執行伺及び支出負担行為に関すること。ただし、支出負担行為にあっては、次に掲げるものを除く。 ア 報酬（ <u>地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に係るものであって総務事務センターの主管に属するもの及び専門委員等の報酬及び費用弁償の額を定める規</u>		[略]					

エ [略]	
オ <u>賃金（地方公務員法第22条第2項の規定による臨時的任用職員に係るものであって、総務事務センターの主管に属するものに限る。）</u>	
カ・キ [略]	
(12)～(19) [略]	
[略]	

付表

予算執行伺及び支出負担行為専決区分

節区分	予算執行伺				支出負担 行為		摘要
	専決区分				専決区分		
	副知 事	部 長	次 長	課 長	次 長	課長	
[略] 恩給及び退職年金 賃金	[略]						
[略]							
[略]							

[略]

別表第3（その1）（第4条関係）

本庁各課特定専決事項

課	副知事 専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項
[略]					

[略]

人事課	1・2 [略] 3 <u>技術員の採用、転任、退職、分限処分（休職に係るものにおいて、は職員の意に反するものに限る。）及び懲戒処分に関すること。</u> 4～7 [略]	1 職員（課長以上の職にある者（病院の医師にあっては病院長の職にある者に限る。）を除く。）及び技術員の休職（職員の意に反するものを除く。）に関すること。 2～8 [略]
-----	--	---

に限る。） エ [略]	
オ・カ [略]	
(12)～(19) [略]	
[略]	

付表

予算執行伺及び支出負担行為専決区分

節区分	予算執行伺				支出負担行為		摘要
	専決区分				専決区分		
	副知事	部長	次長	課長	次長	課長	
[略]	[略]						
恩給及び退職年金							
[略]							
[略]							

[略]

別表第3（その1）（第4条関係）

本庁各課特定専決事項

課	副知事 専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項
[略]					

[略]

人事課	1・2 [略] 3～6 [略] 7 <u>地方公務員法第22条の3第1項に規定する職員の臨</u>	1 職員（課長以上の職にある者（病院の医師にあっては病院長の職にある者に限る。）を除く。）の休職（職員の意に反するものを除く。）に関すること。 2～8 [略]
-----	---	--

[illegible]

				と。					よる確認に ること。	
				(4) 第20条第1 項及び第2項の 規定による確認 にすること。					(6) 第20条第1 項(同条第8項 、第10項及び第 12項において読 み替えて準用す る場合を含む。)及び第2項(同 条第9項、第 11項及び第13項 において読み替 えて準用する場 合を含む。)の 規定による確認 にすること。	
[略]										

別表第3（その2）（第4条関係）

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
[略]	
総務事 務セン ター	1 報酬、共済費（社会保険料及び労働保険料に限る。） <u>賃金</u> 及び旅費の支出負担行為及び支出命令にすること。
	2 歳入歳出外現金（社会保険料並びに非常勤職員、 <u>臨時職員</u> 、退職職員及び市町村交流職員に係る県民税及び市町村民税に限る。）の受入通知及び払出通知にすること。
会計課	1・2 [略] 3 宮崎県財務規則第75条第1項の規定により支出命令を受けた次の経費の支出にすること。 (1)～(4) [略] (5) <u>賃金</u> (6)～(10) [略] 4～6 [略]
[略]	

別表第4（第5条関係）

出先機関の長共通専決事項	
1～6	[略]
7 地方公務員法第22条第2項に規定する職員の臨時的任用にすること。	
8～11	[略]

別表第5（第5条関係）

出先機関の長特定専決事項	
[略]	
保健所	
1～6	[略]

課	担当リーダー特定専決事項
[略]	
総務事 務セン ター	1 報酬、 <u>職員手当</u> （パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当に限る。） <u>賃金</u> 及び旅費の支出負担行為及び支出命令にすること。
	2 歳入歳出外現金（社会保険料並びに非常勤職員、退職職員及び市町村交流職員に係る県民税及び市町村民税に限る。）の受入通知及び払出通知にすること。
会計課	1・2 [略] 3 宮崎県財務規則第75条第1項の規定により支出命令を受けた次の経費の支出にすること。 (1)～(4) [略] (5)～(9) [略] 4～6 [略]
[略]	

別表第4（第5条関係）

出先機関の長共通専決事項	
1～6	[略]
7～10 [略]	

別表第5（第5条関係）

出先機関の長特定専決事項	
[略]	
保健所	
1～6	[略]
7 難病法による次の事務（中央保健所に限る。）（他の保健所の所管区域に係るものを含む。）	
(1) 第5条第1項の規定による指定医療機関の指定にすること。	
(2) 第6条第1項の規定による指定医の指定にすること。	

7 [略] [略] 農業大学校 1 農業大学校授業料の徴収に関する規則（平成19年宮崎県規則第18号）による次の事務 (1) 第3条第1項第1号の規定による授業料の免除に関すること。 (2) 第6条第1項の規定による授業料の還付に関すること。	(3) 第7条第1項の規定による特定医療費の支給認定に関すること。 (4) 第7条第2項の規定による審査の要求に関すること。 (5) 第7条第3項の規定による指定医療機関の選定に関すること。 (6) 第10条第2項の規定による支給認定の変更の認定（特定医療費（指定難病）支給認定実施要綱第5の7(2)及び(3)の規定による変更（認定しない場合を除く。）を除く。）に関すること。 (7) 第15条第1項の規定による指定の更新に関すること。 (8) 第21条第1項の規定による報告等の命令、出頭の要求、質問及び検査に関すること。 8 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）による次の事務（中央保健所に限る。）（他の保健所の所管区域に係るものを含む。） (1) 第17条第1項の規定による研修の実施及びやむを得ない理由の認定に関すること。 (2) 第17条第2項の規定による指定の更新に関すること。 9 [略] [略] 農業大学校 1 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による次の事務 (1) 第8条第1項の規定による授業料等減免対象者の認定に関すること。 (2) 第9条第1項の規定による届出に関すること。 (3) 第12条第1項の規定による認定の取消しに関すること。 (4) 第12条第2項の規定による届出に関すること。 2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）による次の事務 (1) 第5条第3項の規定による確認申請書の提出に関すること。 (2) 第7条第2項の規定による公表に関すること。 (3) 第11条第4項の規定による書類の提出の要求に関すること。 (4) 第11条第5項から第7項までの規定による通知に関すること。 (5) 第13条第5項の規定による通知に関すること。 (6) 第14条第1項から第3項までの規定による授業料減免の額の変更に関すること。 (7) 第15条第2項の規定による通知に関すること。 (8) 第18条第3項の規定による通知に関すること。 3 農業大学校の授業料及び入学料の徴収に関する規則（平成19年宮崎県規則第18号）による次の事務 (1) 第4条第1項の規定による授業料の免除に関すること。 (2) 第6条第1項の規定による授業料等の徴収の猶予に関すること。 (3) 第7条第1項の規定による授業料等の還付に関すること。
---	---

（3） 第8条の規定による授業料の免除の取消しに関する
こと。
[略]

別表第6（第5条関係）

[略]

別表第6の2・別表第6の3

[略]

別表第9（第10条関係）

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
児童相談所	こども福祉課長（中 央児童相談所にあっ ては、こども相談課 長）		
[略]			

（4） 第9条第2項の規定による授業料の免除の取消しに
関すること。
[略]

別表第6（第5条関係）

[略]

別表第6の2（第5条関係）

駐在所長等共通専決事項

1 公用自動車の使用承認に関すること。

別表第6の3・別表第6の4

[略]

別表第9（第10条関係）

出先機関名	第1代決者	第2代決者	第3代決者
[略]			
児童相談所	こども福祉課長（中 央児童相談所にあっ ては、こども相談第 一課長又はこども相 談第二課長（当該課 長が担当する事務に 限る。））		
[略]			

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の宮崎県事務決裁規程別表第2財務等に関する事務の項事項の欄第10号及び第11号（いずれもオを削る部分に限る。）、同表の付表並びに別表第3（その2）総務事務センターの項及び会計課の項の規定は、令和2年度以後の年度の予算による支出から適用し、令和元年度以前の年度の予算による支出については、なお従前の例による。

人事委員会規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第13号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬の支給割合等） 第7条 [略] 2 条例第14条の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる日とする。 （1） [略] （2） 毎日曜日を週休日と定める職員以外の職員にあっては、任命権者が定める週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日又は任命権者により勤務時間が割り振られた日	（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬の支給割合等） 第7条 [略] 2 条例第14条の人事委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる日とする。 （1） [略] （2） 毎日曜日を週休日と定める職員以外の職員（ <u>日額又は時間額で報酬額を定めたパートタイム会計年度任用職員を除く。</u> ）にあっては、任命権者が定める週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日又は任命権者により勤務時間が割り振られた日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第14号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

別表第1（第5条の3関係）

組織区分	給料表	職		加算割合
[略]				
警察本部	[略]			
	研究職	本部	鑑定官、所長補佐	[略]
			[略]	
		[略]		
	[略]			
[略]				

改正後

別表第1（第5条の3関係）

組織区分	給料表	職		加算割合
[略]				
警察本部	[略]			
	研究職	本部	副所長、鑑定官、所長補佐	[略]
			[略]	
		[略]		
	[略]			
[略]				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和2年3月31日から適用する。

教育長訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会事務決裁等規程（平成7年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

改正後

別表第1の2（第3条関係）

別表第1の2（第3条関係）

本庁共通専決事項

本庁共通専決事項

事務	事項	専決区分					事務	事項	専決区分				
		副 教 育 長	教 育 次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー			副 教 育 長	教 育 次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー
[略]													
4 職員 の服務 等に関 する事 務	(1)～(6) [略]					(1)～(6) [略]							
	(7) <u>地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条第2項に規定する職員の臨時的任用に関すること。</u>					(7) <u>所属職員等の非常勤職員の任用に関すること</u> 。 。							
	(8) <u>日々雇用の単純労務職員の雇用に関すること</u>							○					

事務	事項	専決区分					事務	事項	専決区分				
		副 教 育 長	教 育 次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー			副 教 育 長	教 育 次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー
[略]													
4 職員 の服務 等に関 する事 務	(1)～(6) [略]					(1)～(6) [略]							
	(7) <u>所属職員等の非常勤職員の任用に関すること</u> 。 。					(7) <u>所属職員等の非常勤職員の任用に関すること</u> 。 。							

	〇					
[略]						

別表第 2（第 4 条関係）

本庁各課特定専決事項

課	事項	専決区分			
		副 教 育 長	教 育 次 長	課 長	課 長 補 佐
1 教育 政策課	(1) [略]				
	(2) 本庁、出先機関及び教育機関の非常勤職員の任用の承認にすることで、本庁（課の所属職員に係るものを除く。）及び教育機関の長以外のもの	[略]			
	(3)～(12) [略]				
[略]					

別表第 3（第 5 条関係）

出先機関等専決事項

区分	事務	事項
出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項	1 職員の服務等に関する事務	(1)～(5) [略] (6) 所属職員の臨時任用に 関すること。 (7) 日々雇用の単純労務職員 の雇用に関すること。
	2 [略]	
教育事務所 長共通専決 事項	1 県費負担 教職員等に 関する事項	(1) 県費負担教職員の臨時 任用に关すること。 (2)・(3) [略]
	2 [略]	
[略]		
県立学校長 共通専決事 項	1 職員の服 務等に関す る事務	(1)～(9) [略] (10) 県立学校の主任等、初任 者研修指導教員、司書教諭及 びカウンセラーの任免に关する こと。 (11) 所属臨時任用に关する こと。 (12) 日々雇用の単純労務職員 の雇用に关すること。 (13)・(14) [略]
[略]		

[略]	

別表第 2（第 4 条関係）

本庁各課特定専決事項

課	事項	専決区分			
		副 教 育 長	教 育 次 長	課 長	課 長 補 佐
1 教育 政策課	(1) [略]				
	(2) 本庁、出先機関及び教育機関の地方公務員法第22条の3第1項に規定する職員の臨時任用の承認に关すること で、本庁（課の所属職員に係 るものを除く。）及び教育機 関の長以外のもの	[略]			
	(3)～(12) [略]				
[略]					

別表第 3（第 5 条関係）

出先機関等専決事項

区分	事務	事項
出先機関の長及び教育機関の長共通専決事項	1 職員の服務等に関する事務	(1)～(5) [略] (6) 所属職員の非常勤職員の 任用に关すること。
	2 [略]	
教育事務所 長共通専決 事項	1 県費負担 教職員等に 関する事項	(1) 県費負担教職員の地方公 務員法第22条の3第1項に規 定する臨時任用に关すること。 (2)・(3) [略]
	2 [略]	
[略]		
県立学校長 共通専決事 項	1 職員の服 務等に関す る事務	(1)～(9) [略] (10) 県立学校の主任等、初期 研修指導教員、司書教諭及び カウンセラーの任免に关する こと。 (11) 地方公務員法第22条の3 第1項に規定する所属職員の 臨時任用に关すること。 (12)・(13) [略]
[略]		

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会準公金等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第3号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育委員会準公金等取扱規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育委員会準公金等取扱規程（平成23年宮崎県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（目的） 第1条 この訓令は、宮崎県教育庁及び教育機関に勤務する職員（ <u>臨時及び非常勤の職員を含む。以下「職員」という。</u> ）が取り扱う準公金及び所属親睦会経費（以下「準公金等」という。）について、取扱いの基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化と事故防止を図ることを目的とする。	（目的） 第1条 この訓令は、宮崎県教育庁及び教育機関に勤務する職員（非常勤の職員を含む。以下「職員」という。）が取り扱う準公金及び所属親睦会経費（以下「準公金等」という。）について、取扱いの基準及び手続に関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化と事故防止を図ることを目的とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年4月1日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第4号

本 庁
各出先機関
各教育機関

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令

教育財産等取扱規程（昭和61年教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（貸付けに係る債権の保全） 第23条 [略] <u>2</u> 連帯保証人が不適当と認められるに至ったときは、直ちに新たな連帯保証人を立てさせ、 <u>連帯保証人変更届</u> （別記様式第17号）を提出させなければならない。 <u>3・4</u> [略] 様式第17号（第23条関係） <u>教育財産等借受連帯保証人変更届</u> [略] 上記の教育財産等借受けに係る借受人の <u>連帯保証人</u> が次のとおり変更されました。 [略]	（貸付けに係る債権の保全） 第23条 [略] <u>2</u> 前項の規定により保証契約を締結する場合は、契約書に、当該保証契約に係る保証の対象及び極度額（当該保証契約が民法（明治29年法律第89号）第465条の2第1項に規定する個人根保証契約である場合に限る。）その他必要な事項を約定しなければならない。 <u>次項の規定により新たに保証契約を締結する場合も、同様とする。</u> <u>3</u> 連帯保証人が不適当と認められるに至ったときは、直ちに新たな連帯保証人を立てさせ、 <u>教育財産等借受連帯保証人変更申請書</u> （別記様式第17号）を提出させなければならない。 <u>4・5</u> [略] 様式第17号（第23条関係） <u>教育財産等借受連帯保証人変更申請書</u> [略] 上記の教育財産等借受けに係る借受人の <u>連帯保証人</u> を次のとおり変更したいので、申請します。 [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第4号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和40年宮崎県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、日額 <u>1,201円</u> とし、朝食 <u>335円</u> 、昼食及び夕食 <u>433円</u> を基準とする。ただし、特別の理由のあるときは、これらの額をこえることができる。	警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、日額 <u>1,216円</u> とし、朝食 <u>340円</u> 、昼食及び夕食 <u>438円</u> を基準とする。ただし、特別の理由のあるときは、これらの額をこえることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--